

8. 市川市外にお住まいの方が市川市内の認可保育施設を申込み場合

【市川市内に転入予定がある場合】

市外にお住まいの方が、市川市内に転入予定がある場合は、利用希望月の締切日までに、市川市内へ直接利用申込みをしてください。(令和5年10月利用調整より)(P7~13参照)

入園内定の可否にかかわらず、利用希望月の前月末日までに、市川市内の市民課又は出先機関の窓口で転入手続きを済ませたうえで、①教育・保育給付認定申請書(1枚目)と②保育所等利用申込書(1枚目)をこども施設入園課又は子育てナビ行徳へご提出ください。期限までに手続きがない場合、内定の場合は取り消しになります。また、申込み中の場合は利用調整の対象からはずれますので、ご注意ください。

【自宅や勤務地に近接・在勤、里帰り出産等の場合】

自宅や勤務先から市川市内の認可保育施設が近い等の理由により市川市内の認可保育施設の利用を希望する場合、以下の手順により住民票のある市区町村で利用申込みをしてください。

利用希望月の締切日(P7参照)までに、申込みをする市区町村から市川市内に申込み書類が届いていないと利用調整の対象になりませんので、早めに手続きをお願いします。

なお、利用調整に関しては、転入予定の場合(「転入に関する誓約書」が提出されている場合)を除き、市川市民の申込みが優先となりますのでご了承ください。

●市川市内の利用希望月の締切日の10日前までに、必要書類を住民票のある市区町村に提出する。

【提出書類】

- ① **住民票のある市区町村の申込み書類**(その市区町村指定の用紙)一式
- ② **支給認定証(住民票のある市区町村が発行したもの)**
- ③ **住民税課税(非課税)証明書** (コピー可、P11参照)

※令和6年8月までの利用申込みの場合は令和5年度、9月以降の場合は令和6年度

※提出書類に、市川市内での利用調整に必要な情報が不足している場合、市川市内の利用申込みに必要な書類の提出を求められることがあります。

※市川市内から転出予定の方が、現在通園している市川市内の認可保育施設に転出後も継続して通園する場合は、転入手続き後速やかに、転入した市区町村で申込み(その市区町村の申込み書類一式を提出)してください。